平成２２年（フ）第４１号
福岡県大牟田市不知火町２丁目５番地１　タワーマンション・シーザリオン702号
債務者　森西万里絵
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２４７号
大分市大字田尻62番地の１　レオパレス21田尻205
債務者　黒田　武志
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰４番地４
債務者　米田　千枝
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１８号
徳島県阿南市見能林町青木198番地２グランチェスタ205
債務者　佐々木道香
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３２５号
仙台市若林区かすみ町32番17号　コーポ霞101、従前の住所仙台市若林区蒲町22番18号
債務者　小幡　温子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目３番地　市営住宅４Ｂ７棟７
債務者　齋藤　静枝
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
仙台市若林区今泉２丁目５番12号
債務者　桶谷　　賢
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
仙台市泉区松森字八沢15番地の40　レオパレスシャングリラ2007―110
債務者　阿部　牧子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
仙台市青葉区小田原５丁目１番16―403号
債務者　庄子　智明
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
仙台市若林区沖野５丁目10番22号
債務者　中川　房枝
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
仙台市太白区萩ケ丘13番７号　ハックベリィ201、申立時の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈小山字与平谷地61番地
債務者　山口　鉄春
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊64番地の４
債務者　佐藤　卓省
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
宮城県多賀城市大代５丁目１番45号
債務者　畑島丈之進
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
仙台市宮城野区宮千代１丁目32番地の18　ハイツ富士201
債務者　一條　秀行
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
宮城県石巻市南浜町３丁目４番21号
債務者　大窪　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
福島県南相馬市原町区青葉町３丁目18番地京王レジデンスＡ棟105
債務者　阿部　佳子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所相馬支部